

【新設】(対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類)

2-3-22 の 6 令第 119 条の 3 第 10 項第 2 号イ (『移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例』) の「当該直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額」を証する書類とは、同号イの他の法人の同号イの決議日等前に最後に終了した事業年度終了の日現在の利益剰余金の額及び同号イの対象配当等の額を受ける直前の時の利益剰余金の額がそれぞれ明らかとなる書類をいうのであるから、当該他の法人の当該最後に終了した事業年度の貸借対照表の写しのほか、例えば、当該他の法人の同号イの対象期間における利益の額を計算した書類（当該利益の額を一定の期間に分割して計算している場合には、各月の月次決算書等のその分割した各期間に係る利益又は損失の額を計算した書類）の写し（当該他の法人が当該対象期間において利益剰余金の処分を行っている場合には、当該写しのほか、損益金の処分表等のその処分の内容が明らかとなる書類の写し）は、これに該当する。

同号イ(1)又は(2)に定める金額を証する書類についても、同様とする。

【解説】

- 1 本通達では、本措置の特定支配日利益剰余金額要件における対象配当等の額を受ける直前の他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額を証する書類について、どのような書類がこれに該当するのか、例示により明らかにしている。
- 2 令和 4 年度の税制改正において、本措置の特定支配日利益剰余金額要件について見直しが行われ、利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合には、他の法人（法人税法施行令第 119 条の 3 第 10 項に規定する他の法人をいう。以下同じ。）の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」という。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に(1)と(2)の金額の合計額を加算することにより、対象配当等支払後の利益剰余金の額を計算することとされた（令 119 の 3 ⑩二）。（1） 当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の当該直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額（2） 当該直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける直前の時までの期間（以下「対象期間」という。）内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額（注） 「利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合」とは、その対象期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、当該直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける時までの期間内に当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが当該翌日以後であるとき（次に掲げる金額を証する書類を保存している場合に限る。）をいう（令 119 の 3 ⑩二イ）。

- イ 当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額
 - ロ 当該他の法人の特定支配日の属する事業年度開始の日からその特定支配日の前日までの期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その開始の日以後に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその期間内であったときは、その特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人のその特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額（令 119 の 3 ⑩ニイ(1)）
- 3 上記 2 による加算が可能となる上記 2 の「利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合」に該当するためには、上記 2 (注)イに掲げる金額（一定の場合には、上記 2 (注)イ及びロに掲げる金額）を証する書類を保存していることが必要となるところ、どのような書類が上記 2 (注)イに掲げる金額を証する書類に該当するのか、法令上、具体的に明らかにされているわけではない。
- 4 この点、「当該他の法人の直前事業年度終了の日現在の利益剰余金の額」及び「当該対象配当等の額を受ける直前の時の利益剰余金の額」がそれぞれ明らかとなれば、「当該対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額」が明らかとなると考えられることから、これらの金額が明らかとなる書類として、当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表の写しのほか、例えば、対象期間が含まれる各月の当該他の法人の月次決算書等の当該他の法人の対象期間における利益の額を計算した書類の写しが、上記 2 (注)イに掲げる金額を証する書類に該当することを明らかにしている。
- また、当該他の法人が当該対象期間において利益剰余金の処分を行っている場合には、損益金の処分表等のその処分の内容が明らかとなる書類の写しも、上記 2 (注)イに掲げる金額を証する書類に該当することを明らかにしている。
- 5 ところで、外国企業を含む企業グループにおける配当等の在り方や所在地国の法令等の制約などにより、他の法人が対象配当等を支払うに当たっては、その子法人から配当等の支払を受け、その支払を受けた配当等を原資に、即時に同額の対象配当等を支払うといったことも考えられる。
- 直前事業年度終了後に増加した利益剰余金の額を原資として支払われた配当（いわゆる期中配当）がある場合に、その利益剰余金の額を対象配当等支払後の利益剰余金の額に含めて特定支配日利益剰余金額要件の判定を行うことを可能とする趣旨で、令和 4 年度の税制改正が行われたことを踏まえると、「当該対象配当等の額を受ける直前の時の当該他の法人の利益剰余金の額」については、例えば、他の法人が当該対象配当等の額の支払に当たって作成した決算書等に記載されている利益剰余金の額はこれに該当するものとして取り扱うことが相当と考えられる。

また、他の法人が当該対象配当等の額の支払を行うに当たり、その子法人から支払を受けた配当等の額と同額を即時に支払うこととしていることや所在地国における制度上の必要がないといった理由等により、当該他の法人が対象期間に係る決算書等の書類を作成していないことが考えられる。

このような場合における書類の保存について、どのような書類を保存していれば書類の保存に関する要件を満たすのか疑義が生ずるところ、上記の改正の趣旨を踏まえると、本措置の特定支配日利益剰余金額要件の判定を行うに当たり、法人が他の法人から対象期間の利益剰余金の額の算定に必要となる書類の写しを取り寄せ、取り寄せた書類の写しから対象期間の利益剰余金の額を合理的に計算した場合には、その取り寄せた書類の写し及びその計算した書類を当該他の法人により作成されたその直近の決算書等の写しとともに保存しておくことで、書類の保存に関する要件は満たしていることとなる。

6 なお、上記2(注)ロの「当該他の法人の特定支配日の属する事業年度開始の日からその特定支配日の前日までの期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その開始の日以後に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその期間内であったとき」は、「その特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人のその特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額」を証する書類を併せて保存しておく必要があるところ、本通達の後段においては、この証する書類についても上記4と同様となる旨を明らかにしている。